

仕 様 書

委託業務名	岡山市中央卸売市場等施設保安警備業務委託
業務の目的	市場における各施設及び敷地全域の入出場管理、及び盗難火災防止等保安の維持管理をするもの
履行場所	岡山市南区市場一丁目1番地、岡山市南区市場二丁目1番地、 岡山市南区築港栄町5-24、岡山市南区築港栄町2-356
履行期限	令和8年4月1日～令和11年3月31日
業務の内容・方法	下記のとおり ただし、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて措置するとともに、市場事業部監督員（以下、「監督員」という。）が指示した軽微な事項についても、受託金額の範囲内で実施するものとする。

記

（日常保安警備の対象と範囲）

第1 日常保安警備の対象とその範囲は次のとおりとする。

名 称	敷地面積	建物延面積
・市場一丁目（南区市場一丁目1番地）	159,004 m ²	76,035 m ²
・市場二丁目（南区市場二丁目1番地）	26,271 m ²	7,258 m ²
・文化会館（南区築港栄町5-24）	1,079 m ²	1,273 m ²
・場外駐車場（南区築港栄町2-356）	7,500 m ²	

（警備員の人員及び配置時間・配置場所）

第2 警備員の人員及び配置時間・配置場所は次のとおりとする。

(1)人 員 3名

(2)配置時間 常駐警備（365日24時間体制）

※警備業務に影響のないよう、交代で適宜休憩・仮眠を取ること
（守衛所内に休憩室あり。シフト等については労働基準法を順守し、受託者において設定すること。）

(3)配置場所 守衛室 1名以上
交通監視塔（守衛ボックス） 1名

※守衛室、交通監視塔（守衛ボックス）については、緊急時等を除いて原則常駐すること。

（警備業務の内容）

第3 警備業務は、おおむね次のとおりとし、実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

- (1)市場入出場者の取締りに関すること
- (2)市場内における車両の整理に関すること
- (3)火気の取締り及び防火に関すること
- (4)盗難防止に関すること
- (5)ごみの不法投棄その他禁止行為の防止に関すること
- (6)門扉の開閉、鍵の保管に関すること
- (7)来場者の受付案内及び電話の受付に関すること
- (8)その他市場の管理に関し、監督員が指示する事項

(巡回警備)

第4 警備員は定期経路巡回、不定期経路巡回により1日12回以上(場外駐車場については監督員の指示による)巡視し、次の任務を行うものとする。

- (1)事務所等各施設の火気及び施錠の点検
- (2)市場内において許可なく営業行為を行う者、又は行おうとする者の取締り
- (3)市場内における危険、又は禁止行為の取締り
- (4)場外駐車場の監視

(緊急事態の場合の措置)

第5 警備員が異常又は事故等の発生を発見したときは、臨機の措置を講じなければならない。また、講じた措置については必要に応じ、速やかに監督員又は監督員が指示する市場事業部職員に報告するものとする。

(警備業務の報告)

第6 保安警備の状況は毎日警備日誌に記録し、翌日(休場日の場合は、その翌日)午前9時までに市場事業部に報告するものとする。

(警備業務実施計画の承認)

第7 受託者は、警備業務実施計画を策定したときは、速やかに実施計画書を作成・提出し事前に市場事業部の承認を受けなければならない。

実施計画に変更を生じたときも同様とする。

(警備員名簿の提出)

第8 受託者は、契約後警備員名簿を作成して速やかに市場事業部に提出するものとする。警備員に異動が生じた場合も速やかに届け出ること。

(警備員の服装等)

第9 警備員は、勤務中は受託者が定める制服制帽を着用し、入場者等の対応にあたっては礼

儀正しく親切に行わなければならない。

(秘密の保持)

第10 警備員は、業務上知り得た事項を職務遂行上必要な範囲以外に漏らしてはならない。

(年末警備)

第11 年末警備は、日常保安警備とは別に行う次の4業務とする。

- (1) 岡山市南区市場一丁目正門警備
- (2) 岡山市南区市場一丁目西門警備
- (3) 岡山市南区市場一丁目卸売棟南側警備
- (4) 岡山市南区市場一・二丁目警備

2 各業務の内容等は、次のとおりとする。

(1) 市場一丁目正門警備

- ①期 間 休市日を除く7日間
- ②時 間 7時～15時(8時間×7日間)
- ③配置人員 警備員3名
- ④業務内容 一般消費者の入場を規制する業務で、一般消費者と思われる車両を安全に充分配慮のうえ停車させ、用務・行き先等を確認し、明らかに一般消費者の買い物目的の場合は、事情を説明して誘導すること。また、不審者(車)の監視や盗難防止、粗大ゴミ等の不法投棄の取り締まり、火気取り締まりの業務にあたること。

(2) 市場一丁目西門警備

- ①期 間 休市日を除く7日間
- ②時 間 0時～4時(4時間×7日間)
- ③配置人員 警備員1名
- ④業務内容 市場一丁目西門の開門時間の変更に伴い、混乱と混雑を防止するための交通整理を行うとともに、逆入場する車両の規制・誘導を行うこと。また、状況により、二丁目の道路の交通整理を行うこと。

(3) 市場一丁目卸売棟南側警備

- ①期 間 休市日を除く7日間
- ②時 間 22時～7時(9時間×7日間)
- ③配置人員 警備員3名
- ④業務内容 主に卸売棟南側幹線道路の交通整理を行うこと。また、不審者(車)の監視や盗難防止、粗大ゴミ等の不法投棄の取り締まり、火気取り締まりの業務にあたること。状況により、一・二丁目の道路の交通整理を行うこと。

(4) 市場一丁目・二丁目警備

- ①期 間 休市日を除く5日間
- ②時 間 21時～4時（7時間×5日間）
- ③配置人員 警備員2名
- ④業務内容 一・二丁目の交通整理、不審者（車）の監視や盗難防止、粗大ゴミ等の不法投棄の取り締まり、火気取り締まりの業務にあたること。状況により、卸売棟南側幹線道路の交通整理を行うこと。

(5) 市場一丁目・二丁目警備（警備責任者）

- ①期 間 休市日を除く7日間
- ②時 間 0時～4時（4時間×7日間）
- ③配置人員 警備責任者1名（施設警備1級の資格を有する者又は高度な技術力、判断力並びに総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者）
- ④業務内容 (1)から(4)の警備に責任者1名（施設警備1級の資格を有する者又は高度な技術力、判断力並びに総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者）を置き、警備の状況確認及び随時他警備員と連携をとり、休息を取得させること。

3 看板等の設置

事前に、場内業者と協議を行い、期間中必要となる看板等の作成設置、通行証の作成配布等を行うこと。また、状況により、場内業者の責任者と連携をとること。

4 年末警備開始日程及び休市日

年末警備開始日程及び休市日は毎年変更があるため、事前に休市日は監督員に確認すること。警備開始日程等の必要事項は事前に場内業者に確認を行い、監督員に報告すること。また、不明な点があれば、監督員と協議を行うこと。

5 その他

日常警備第5から第10を遵守し、年末警備を行うこと。

なお、その他不明な点については、監督員又は監督員が指示する市場事業部職員と協議を行うものとする。

施設保安警備業務実施要項

岡山市中央卸売市場及び岡山市花き地方卸売市場の施設保安警備業務は、「仕様書」によるもののほか、この要項による。

1 巡回警備

(1) 定期経路巡回

- (イ) 市場一丁目 1日8回以上定時に定期経路巡回
- (ロ) 市場二丁目 1日8回以上定時に定期経路巡回
- (ハ) 文化会館 1日8回以上定時に定期経路巡回
- (ニ) 場外駐車場 1日8回以上定時に定期経路巡回

(2) 不定期経路巡回

- (イ) 市場一丁目 1日4回以上随時に不定期経路巡回
- (ロ) 市場二丁目 1日4回以上随時に不定期経路巡回
- (ハ) 文化会館 1日4回以上随時に不定期経路巡回
- (ニ) 場外駐車場 1日4回以上随時に不定期経路巡回

(3) 特別巡回

卸売場・関連売場・駐車場等の巡回は状況に応じ適時監督員の指示により作業ダイヤに組み込み巡回する。

2 入出場者の取締り

入出場者及び諸車の入出場にあたっては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 入場者に対しては、必要に応じ行き先及び要件を尋ねること。ただし入場車両を停止させる場合等、周囲の状況により危険を伴うと認められるときはこの限りではない。
- (2) 警察車両、救急車等が入場した場合は、必ず行き先・要件を確認すること。
- (3) 市場の秩序を乱す行為をする目的（例えば、許可なく場内で物品販売をすること。または、一般の消費者が卸売以外の販売を受けるための入場。）であることが明らかな場合においては、これらの行為をすることを取りやめるよう説得し、退場を求めること。なお、これらの注意を行ったときは監督員に報告すること。

3 車両の整理

- (1) 適切な駐車区画以外の区画に駐車がなされているときは、所定の注意書により注意し、車両の移動または退去を促すこと。運転者がいる場合においては、口頭により所定の場所へ駐車するよう注意すること。
- (2) 通路等の駐車してはならない場所に駐車している場合についても、前号と同様の取扱いとする。

4 非常の際の措置

(1)火災の時

- ・火災報知器による警報を確認したときは、速やかに現場へ行き現状確認し、市場の設備総合管理業務受託業者と連携を図りながら初期消火、通報等適切な処置をとること。
- ・守衛室の警備員は、非常呼出し等による連絡通報にあたること。

(2)交通事故等の時

- ・事故等の連絡が入ったときは、速やかに現地に行き関係者から事情を聴取すること。
- ・警察への通報は当事者にしてもらうこと。
- ・「交通事故発生状況報告書」又は「事故発生状況報告書（交通事故を除く）」により、市場事業部に報告すること。

5 不審者の措置

- (1)不審者を発見したときの対応は、特に人権の侵害とならないよう注意すること。
- (2)質問は、入場の目的・行き先・事情等を尋ねること。
- (3)盗みの疑いがある場合においては、被害者の確認を得ること。
- (4)被害者が警察署へ届け出をする場合、出来る限り協力すること。

6 一般消費者と見受けられる者の措置

- (1)一般消費者と見受けられる者が、場内（関連棟を除く）において卸売以外の物品購入をしている場合、及び卸売以外の物品購入をしようとしている場合においては、市場内ではこれらの行為はしないことになっている旨を伝え、すみやかに退場させること。
- (2)午前4時から午前9時までの混雑時には、これらの行為の防止について特に注意すること。

7 鍵の管理

- (1)守衛室備え付けの鍵は、常時点検し、異常の有無を確認すること。
- (2)場内関係者に市場事業部が管理する施設を使用するためその鍵を貸し出しする場合には、「鍵授受簿」に所定の事項を記入してもらうこと。
- (3)マスターキーは責任者において管理し、警備業務上必要な場合以外に使用したり、貸し出しをしてはならない。

8 拾得物の管理

- (1)場内関係者または一般利用者より拾得物の届け出があった場合は、「拾得物届」を記入し、適切に管理すること。
- (2)拾得物が金銭及びそれに類するもの場合は、「拾得物届」を記入した後、速やかに市場事業部へ報告し、金銭及びそれに類するものとともに「拾得物届」を市場事業部へ引き継ぐこと。

(3) 落とし主より連絡があった場合は、内容確認を厳密に行った後、落とし主に引き渡すこと。

盗難防止及び不法投棄に関する特記事項

- 1 市場の入出場管理にあたっては、入出場する人・者・車両に対し、その入出する目的等をチェックし、不審な点を明らかにしたうえ、入場もしくは出場させる等、必要な措置をするものとする。
特に、このチェックにあたっては、不審者の入出場防止、危険物の持ち込みおよびごみ等の持ち込みの禁止についての注意をすること。
- 2 巡回業務にあたっては、巡回の目的、注意点、作業内容を理解し、巡回中は異常者・異臭等に注意し、特に死角に対しては、潜伏者の有無に注意しながら、異常の早期発見に努めること。
- 3 巡回時の順路は、一定とせず時には反対に巡回する等創意工夫し、潜伏者等に裏をかかれないように努めること。
- 4 巡回中不審な行動をする者を発見した場合には、その相手に対して声をかけ、何をしているのか、またはこれからどうするのかなどを尋ね、その内容によって適切な処置をとるとともに、その結果を記録しておくこと。
- 5 巡回中にごみの不法投棄を発見した場合は、防犯カメラに映っていないか映像記録を確認し、不法投棄をした人物や車両等の特定に努めること。

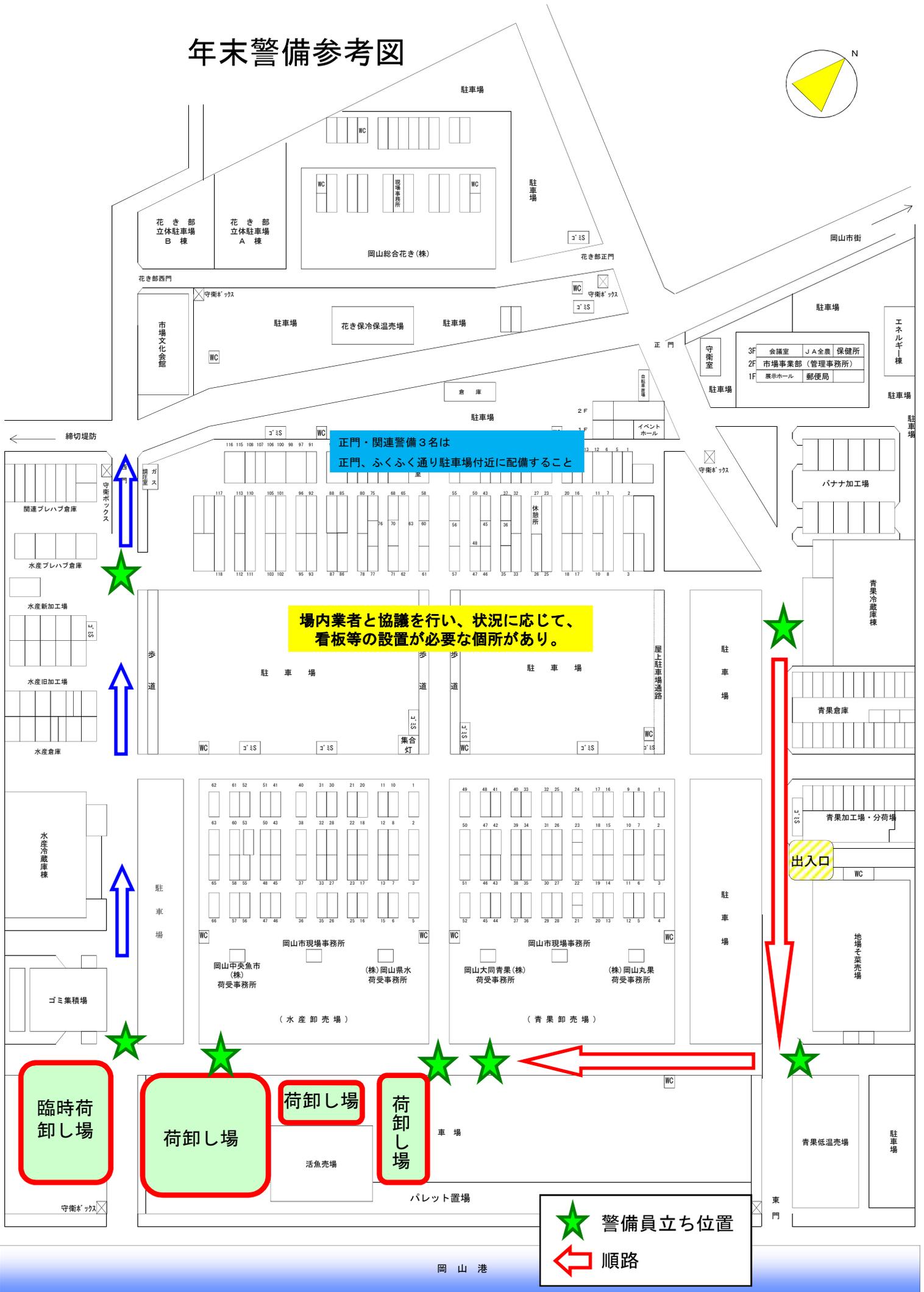
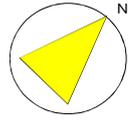
年 末 別 警 備 (参考)

		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
行 事	青果部													留市	開場	休市	
	水産部														留市	休市	
	花き部												留市	休市	休市	休市	
一丁目 警備	一般消費者の誘導・規制								①正門・関連警備 7:00~15:00警備員3名								
	交通整理及び逆入場の規制 西門開門時間変更								②一丁目西門警備 0:00~4:00警備員1名								
	交通整理(特に卸売棟南側) 不審者(車)及び盗難等の監視 粗大ゴミ等の不法投棄の取り締まり								③一丁目卸売棟南側警備 22:00~7:00警備員3名 ※ 状況により、全員で南側等の対応する。								
一・二 丁目警 備	1 不審者(車)及び盗難等の監視 2 粗大ゴミ等の不法投棄の取り締まり								④一・二丁目警備 21:00~4:00警備員2名								
	警備責任者								⑤一・二丁目警備 0:00~4:00警備員1名								

※休市日を除く。

※年度によって、日数は変動する場合があります。

年末警備参考図



 警備員立ち位置
 順路

令和8年 岡山市中央卸売市場 休開場日 【水産物】

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※水産初市 1月5日 とめ市 12月30日

- ..開場日(250日)
- ..休場日(115日)

せり開始時刻 マグロ 4時30分 一般鮮魚 4時40分

令和8年 岡山市中央卸売市場 休開場日 【青果物】

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※青果初市 1月5日 とめ市 12月29日

- ..開場日(247日)
- ..開場日(仲卸業者は営業)(1日)
- ..休場日(117日)

せり開始時刻 蔬菜 榊岡山丸果 6時00分 (季節により変更あり)
 大同印岡山大同青果 6時15分
 果実 6時30分 (繁忙期7月~9月 5時30分)

令和8年 岡山市花き地方卸売市場 休開場日

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※初市 切花 1月5日 鉢物 1月8日 植木 1月13日
 ※12月の休開場日及び特別市・とめ市については11月に決定
 します。

..開場日(234日)
 ..休場日(100日)
 ※ただし、12月は含めない。

せり開始時刻 切花(月水金) 7時30分 鉢物(火木) 9時 植木(火) 10時(夏期休市期間あり)